

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画主体	奥出雲町

## 奥出雲町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名：奥出雲町役場 農業振興課

所 在 地：島根県仁多郡奥出雲町三成 358-1

電 話 番 号：0854-54-2513

F A X 番 号：0854-54-1229

メールアドレス：[noushin@town.okuizumo.shimane.jp](mailto:noushin@town.okuizumo.shimane.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、カラス、カワウ、サギ類、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	島根県奥出雲町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成22年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	4,000a 6,000千円
	野菜	250a 3,000千円
タヌキ	野菜	500a 150千円
ヌートリア	水稲	210a 260千円
カラス	水稲	200a 300千円
	果樹・野菜	1,300a 470千円
サギ類	水稲	200a 300千円
ツキノワグマ	穀物	10a 200千円
	果樹・野菜	12a 1,100千円
	その他（養蜂）	3a 2,350千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ 近年までは、山林に隣接した農地を中心に町内全域で水稲及び野菜類に食害及び田畑の掘り起こしが見受けられたが、最近では市街地付近の農地にまで出没し、農作物被害が発生している。 被害の発生時期は冬から春にかけて田畑の掘り起こし、春から秋にかけて農作物（水稲、野菜類、そば、大豆）の食害等、被害が発生している。
タヌキ 主に家庭菜園等で栽培されている野菜類への食害がみられ、年間を通して被害が発生している。
アナグマ 主に家庭菜園等で栽培されている野菜類への食害がみられ、年間を通して被害が発生している。

ヌートリア	近年までの被害はあまりなかったが、川・池等水辺に近い地域の水稲を中心に、田植え時期からの分けつ期に食害が発生している。
アライグマ	被害の実態は把握できていないが、県の調査によれば、ほぼ県下全域で生息が確認されており、今後の生息域拡大、農作物への被害拡大が懸念される。
カラス	主に野菜（トウモロコシ等）への食害がみられ、山間部の農作物はもとより、市街地の家庭菜園への被害が多発しており、被害は増加傾向にある。 また、近年は牧場に多数飛来し、畜産分野での被害が懸念されている。
カワウ	主に河川付近で生息し、漁業に対する被害がみられる。また繁殖地（コロニー）付近での糞害による樹木等の枯死も懸念される場所である。
サギ類	町内全域で、春先に水稲の苗の踏み倒しが多数報告されている。
ニホンジカ	被害の実態は把握できていないが、狩猟関係者に生息が目撃されており、今後の生息域拡大、農作物や林産物への被害拡大が懸念される。
ツキノワグマ	山林及び隣接した田畑に出没し、果樹（ブドウ・柿）や野菜（トウモロコシ）に被害が及んでいる。また、養蜂施設にも被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成20～22年度 3カ年平均)		目標値(平成25年度)	
イノシシ	水稲	26.17ha 2,590千円	水稲	18.00ha 1,800千円
	野菜	2.67ha 1,169千円	野菜	2.00ha 900千円
タヌキ	野菜	3.53ha 81千円	野菜	2.40ha 50千円
ヌートリア	水稲	1.57ha 157千円	水稲	1.00ha 100千円
カラス	水稲	0.67ha 100千円	水稲	0.40ha 70千円
	野菜・果樹	9.57ha 280千円	野菜・果樹	6.60ha 190千円
サギ類	水稲	1.50ha 146千円	水稲	1.00ha 100千円
ツキノワグマ	穀物	0.05ha 70千円	穀物	0.02ha 35千円
	果樹	0.05ha 405千円	果樹	0.02ha 200千円
	養蜂	0.01ha 783千円	養蜂	0.00ha 300千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①奥出雲町合併後、有害鳥獣捕獲班を編成し直し、総括班長の下、町内9班で構成。総括班長以下役員8名での班長会を年3回程度開催し、有害鳥獣に係る情報提供及び情報交換等を実施している。</p> <p>②有害鳥獣による農作物被害防止の為、イノシシ等の報償金対象鳥獣に対し捕獲報償金を交付している。</p> <p>③農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣を捕獲するために捕獲班員が設置する捕獲器に対し、くくり罠、発信機、捕獲檻を購入した際、購入金額の1/2を補助する。</p>	<p>①捕獲班の平均年齢の高齢化等により組織力の低下が懸念されており担い手の育成が必要。</p> <p>また、他に仕事をしている方々がほとんどであり、即時対応が困難である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①農作物被害の低減の為、獣被害防護柵の設置に対し、資材費の30%を補助する。</p>	<p>①積雪地帯であるため、ワイヤーメッシュ等の構築物は豪雪の年になると湾曲する等、防護柵の破損が生じる為、積雪に対し強度を有する資材の選定等、維持管理に課題が残る。</p> <p>また、大部分が集落単位での共同設置であるが、高齢化等により今後の防護柵の維持管理に困難が生じる。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

今後も数の調整捕獲及び有害鳥獣捕獲や捕獲器の導入事業により鳥獣の捕獲推進や、集落単位等での広域的な防護柵の設置により農林作物の鳥獣被害低減を図る。

また、有害鳥獣捕獲班の維持拡大を図る為、新規の狩猟免許取得を促し、狩猟免許取得者の捕獲班加入の呼びかけや、地域での鳥獣被害を防止するリーダー等の育成を行う。

農業従事者へ、有害鳥獣の知識を深め、有効な防除方法に関する講習会等を実施し啓発活動を行う。

なお、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施することとする。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

仁多郡猟友会を基盤とした、奥出雲町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）を平成23年度中に設置することにより、捕獲体制の確立を目指す。

なお、実施隊設置までは、既存の奥出雲町有害鳥獣捕獲班による捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"><li>・捕獲班の体制強化の取組として、狩猟免許講習会への参加呼びかけと講習会の地元開催及び免許取得者には捕獲班参加への呼びかけを行う。</li><li>・イノシシ等防護柵の設置</li><li>・農業従事者を主な対象として、効果的な防除対策の講習会を実施する。</li></ul>

平成24年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲班の体制強化の取組として、狩猟免許講習会への参加呼びかけと講習会の地元開催及び免許取得者には捕獲班参加への呼びかけを行う。</li> <li>・イノシシ等防護柵の設置</li> <li>・農業従事者を主な対象として、効果的な防除対策の講習会を実施する。</li> </ul>
平成25年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲班の体制強化の取組として、狩猟免許講習会への参加呼びかけと講習会の地元開催及び免許取得者には捕獲班参加への呼びかけを行う。</li> <li>・イノシシ等防護柵の設置</li> <li>・農業従事者を主な対象として、効果的な防除対策の講習会を実施する。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>・平成22年度捕獲頭数は1,900頭であり、島根県の平成22年度イノシシ捕獲目標頭数割当1,198頭を大幅に上回る捕獲頭数となった。捕獲頭数は漸増傾向にあり、農作物被害金額も増加傾向であるが、その年の天候状況等によりイノシシの生息頭数が大幅に変化すると思われ、イノシシ被害も年により増減している。今後も引き続き捕獲を強化することが必要であり、目標頭数を1,200頭とする。</p>
<p>② タヌキ</p> <p>・平成22年度捕獲頭数は400頭であった。タヌキの捕獲頭数は過去3年でほぼ横ばいであり、今後も農作物被害の増加が予想されるため、捕獲実績より400頭とする。</p>
<p>③ アナグマ</p> <p>・平成22年度の捕獲頭数は45頭であった。アナグマの捕獲頭数は近年増加傾向にあり、やはり今後も農作物被害の増加が予想されるため、捕獲実績より50頭とする。</p>
<p>④ ヌートリア</p> <p>・平成22年度の捕獲頭数は15頭であった。ヌートリアは近年、斐伊川水系を中心に農作物被害の発生が増加している。今後もヌートリアによる農作物被害発生が予測される為、捕獲を強化し15頭とする。</p>

⑤ カラス

・平成22年度の捕獲頭数は140羽であった。農作物被害だけでなく、畜産分野での被害も懸念されるため、捕獲頭数は今年度150羽とする。

⑥ サギ類

・平成22年度の捕獲頭数は120羽であった。サギ類による水稻の苗の踏み倒しが増加している。今後も農作物被害発生が予測される為、捕獲実績より120羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	1, 200頭	1, 200頭	1, 200頭
タヌキ	400頭	400頭	400頭
アナグマ	50頭	50頭	50頭
ヌートリア	15頭	20頭	20頭
カラス	150羽	160羽	170羽
サギ類	120羽	120羽	120羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

年間を通した数の調整捕獲及び有害鳥獣捕獲を実施する。また、特に被害のあるイノシシについては、冬季期間については被害発生予測を立て一斉捕獲を2月～3月に実施する。

また、有害捕獲等以外に猟友会の協力を得ながら狩猟期による狩猟鳥獣の捕獲を推進する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	強化ワイヤーメッシュ 20,000m 電気牧柵 7,000m	強化ワイヤーメッシュ 8,000m 電気牧柵 7,000m	強化ワイヤーメッシュ 8,000m 電気牧柵 7,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ、 タヌキ、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落単位での被害防護柵の設置・管理を推進するとともに、里山と農地との境界に緩衝帯を設置し、耕作放棄地対策としての和牛放牧を利用しながら獣の進入を防止する。併せて地域において総合的な被害防止対策が指導できるリーダーを養成する。</li> </ul>
平成24年度	アナグマ、 ヌートリア、 アライグマ、 カラス、 カワウ、	
平成25年度	サギ類、 ニホンジカ ツキノワグマ	



(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	奥出雲町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
奥出雲町農業委員会	農業全般の情報発信及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
奥出雲町自治会長会連合会	地域住民からの農業全般の情報発信及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
出雲広域農業共済組合雲南支所	農業被害の情報提供及び被害防止対策の普及啓発を行う。
島根県鳥獣保護員	鳥獣保護に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
仁多郡猟友会	有害鳥獣の駆除及び鳥獣の専門知識、捕獲体制に関する助言を行う。
奥出雲町有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
奥出雲町農業振興課	事務局を担当し、協議会の運営に関する連絡調整を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県（東部農林振興センター雲南事務所） （中山間地域研究センター）	農林作物被害防止に係る指導及び有害鳥獣関連の情報提供

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

仁多郡猟友会を基盤とした、奥出雲町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）を平成23年度中に設置することにより、捕獲体制の確立を目指す。

なお、実施隊設置までは、既存の奥出雲町有害鳥獣捕獲班による捕獲を行う。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

奥出雲町有害鳥獣被害対策協議会が中心となり、地域住民に対する啓発活動に取り組む。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲者によって適切に埋設処理等を行う。また、イノシシについては、今後特産品化等の利活用について協議会等で検討する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

中山間地域等直接支払事業や農地・水・環境保全向上対策事業などと連携し、集落単位での効果的な被害防止対策を実施する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。